

大分県や市町村などの公共工事の2年ごとの受付が12月～1月にありますが、今年は説明会をせず、前回の県入札申請者のみへ11月中旬に資料が送られます。



「遺言書の検認が
終りその足で法
務局に行って相
談員の指示どおり不動産の所有権を
亡夫から私に移転する手続きをして
1週間目の今朝、法務局から『登記
が完了した…』との
連絡がありました。
色々相談にのって貰
ってありがとう！」との電話がAさ
んから掛かってきました。9月の当
豆ニュースでお知らせした相続の件
です。公正証書遺言と違って自筆証
書遺言は遅滞なく家裁に提
出して「検認」を受けなけれ

夫の急死で不安な中… **相続登記** 自分で無事完了!

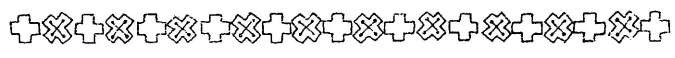
ばなりません、申立てから相続人
等の立会いの上で開封する期日まで
約4週間かかります。しかし法務局
が無料で発行する『法定相続情報一
覧図』があれば1週間程期日が早く
なります。都町で飲食店を営んでい
たAさんは、夫の急
死で動揺し気持ちが一
不安定な状態になり
ましたが、戸除籍謄本の取り寄せま
でを行政書士が行い、法務局や家裁
での手続きはご自分でした結果、登
記の印紙代等4万2千円を含めて4
万6千円程で手続きが無事
全て済みました。☺(濱田)



「毎年11月は『過労死等防
止啓発月間』です。週の労働
時間が60時間を超えていませんか？年休の取得はきちんとできてい
ますか…？」との厚労省のチラシ・
パンフにフリーランスの項目が新し
く入りました。ガイド
ラインには「フリーラ
ンスとは法令上の用
語ではなく、定義は様々であるが、
(ここでは)実店舗がなく、雇人もい
ない自営業者が一人社長(親方)であ
って、自身の経験や知識・スキルを
活用して収入を得る者を指す…」と
書かれています。そして関係する法

一人親方で過労死防止等の労働法適用があっても…

律として①独占禁止法②下
請法③労働関係法令の3つ
があり、①は全般の取引に適用②は
資本金1000万円超の法人との取
引に適用③は実質的に発注事業者の
指揮命令を受けて仕事に従事してい
ると判断される場合
適用…と解説してい
ます。派遣が禁止さ
れている4業種の1つ・建設業でよく
問題になる偽装請負でも7年前に成
立した過労死防止法の網がかかる事
を発注事業者は十
分注意する必要があります。(渡邊健)



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行ないます。ご協力をお願いします。
※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611